日　保　第１００号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年４月２８日

　各医療機関管理者　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　茨城県日立保健所長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公　印　省　略）

　　　歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信

　　　機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて

本県の保健医療行政につきましては，日頃から格別の御協力を賜り，厚くお礼申し上げます。

標題のことにつきまして，別添写しのとおり厚生労働省医政局歯科保健課及び医薬・生活衛生局総務課から事務連絡がありましたので，事務連絡の内容について御留意されますようお願いいたします。

なお，本事務連絡により歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関については，厚生労働省への報告が必要となりますので，別紙様式により，下記のとおりメール又はFAXにて報告をお願いいたします。

記

１　報告先

　日立保健所地域保健推進室

　　メール：hiho01@pref.ibaraki.lg.jp

　　ＦＡＸ：0294-24-5132

２　報告期限

　〇別紙1-2　歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の

　　調査票

　　令和２年５月７日（木）午前１０時必着（５／７日以降に実施することが決定した場合には，その時点で報告願います。）

　〇別紙2-2歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実

　　施状況調査票

　　各月第２週の金曜日の属する週の火曜日まで（前月分）

　※該当がない場合は報告不要です。

　※別紙1-2は初診，再診のいずれかでも行う場合は報告の対象となります。

別紙2-2は，「初診を電話等で行った場合」及び「初診を電話等で行った人について，再診も電話で行った場合」の状況についてのみご報告ください。

＜問い合わせ先＞

　茨城県日立保健所

　地域保健推進室　根本

　〒317-0065　日立市助川町2-6-15

　TEL：0294-22-4189　FAX：0294-24-5132

　E-mail :hiho01@pref.ibaraki.lg.jp